

項 目	研究者や専門家が使用する機器について
1 内容	研究者や専門家が使用する機器については、電気用品安全法の対象となっているのでしょうか。
2 回答	研究者や専門家が使用することのみをもって、その機器が電気用品安全法の対象であるかどうかの判断を行うことはできません。 機器が電気用品として対象となるかは、電気用品安全法施行令別表第1、第2の規定内容と照らし合わせ、個別にご判断ください。